

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価により計上しています。

但し、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年以前に取得したもの

再調達原価により計上しています。

但し、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年以降に取得したもの

取得原価が判明している場合：取得原価

取得原価が不明な場合：再調達原価

により計上しています。

但し、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産

取得原価により計上しています。

但し、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明している場合：取得原価

取得原価が不明な場合：再調達原価

により計上しています。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

② 市場価格のないもの

取得原価による。ただし、実質価額が著しく低下した場合は相当額の減額をおこない計上しています。

（3）有形固定資産等の減価償却方法

① 有形固定資産（土地、立木竹、美術・骨董品、歴史的建造物、建設仮勘定は除く）

定額法により算定しています。

② 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利は除く）

定額法により算定しています。

③ 耐用年数を経過したものは、備忘価額として1円を計上しています。但し、無形固定資産については、備忘価額を計上していません。

（4）有形固定資産等の耐用年数及び償却率

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）による。尚、端数は1円未満切り捨てています。

(5) 有形固定資産等の取得価額範囲

有形固定資産等を有償取得した場合その取得価額については、企業会計原則(第三一五-D)に準拠し、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めています。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能及び回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給見込額等のうち、作成基準日において当該年度に負担すべき額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された給付額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち按分される額を加算した額を控除した額(地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法による将来負担額)を計上しています。

尚、持分相当の退職手当にかかる基金は組合連結時に計上されます。

※退職手当引当金の減額については、行政コスト計算書の「経常収益(その他)」で調整しています。

(7) リース取引の処理方法

リース期間が1年以内及びリース料総額が300万円以下の所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理をおこなっています。

(8) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する、歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

(9) 消費税等の会計処理

税込方式による。

(10) その他一般会計等財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品においては、一品当たりの取得価額が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

会計年度末において確定債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもの。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当はありません。

(2) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、学校給食特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

対象範囲に差異はありません。

③ 出納整理期間について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられており（普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する）、当該年度に係る出納整理期間における現金受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率は「一般会計等」、連結実質赤字比率は「一般会計等＋公営事業会計」、実質公債費比率は「一般会計等＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合」、将来負担比率は「一般会計等＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合＋地方公社・第三セクター等」を対象としたものであり、統一的な基準における全体及び連結資金収支計算書の対象会計と異なります。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.9%	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当はありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額（債務負担行為）

該当はありません。

⑧ 減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に関する情報

ア 将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

将来負担額(一般会計等の将来負担額)	9,287,698千円
充当可能財源等(基金等将来負担軽減資産)	13,032,443千円
実質負債(一般会計等が将来負担すべき実質的債務)	△3,744,745千円

イ その他比率算定に必要となる情報

元利償還金	587,612千円
準元利償還金	210,4175千円
標準財政規模	4,398,082千円
特定財源の額	44,006千円
地方交付税措置算入公債費等の額	437,725千円

② 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額該当はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として固定資産等の形態で保有されており、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

消費可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されており、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

ア 財務活動収支を除いた収支

業務活動収支(支払利息支出を除く)	1,219,143千円
投資活動収支	△1,290,193千円
基礎的財政収支	△71,050千円

イ 財務活動収支と投資活動収支における基金繰入金及び基金積立金を除いた収支

業務活動収支(支払利息支出を除く)	1,219,143千円
投資活動収支	△1,058,428千円
基礎的財政収支	160,715千円

② 既存の決算情報との関連性

項目	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,326,858 千円	8,917,032 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	63,283 千円	63,283 千円
地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額	105,000 千円	105,000 千円
財務書類の対象となる会計の範囲内の相殺消去に伴う差額	△42,470 千円	△42,470 千円
資金収支計算書（前年度末資金残高（繰越金）を含む）	9,452,671 千円	9,042,845 千円

ア 資金収支計算書に於ける、前年度末資金残高（繰越金）290,087千円

イ 資金収支計算書に於ける、前年度末資金残高（繰越金）には、前年度決算時の地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額が含まれています。

ウ 地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（学校給食特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差異

資金収支計算書

業務活動収支	1,191,647千円
投資活動収入の国県等補助金収入	323,040千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	87,327千円
減価償却費	△1,902,436千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△90,394千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	10,436千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△27千円
資産除売却益（損）	△3,178千円
純資産変動計算書の本年度差額	△383,585千円

④ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。